

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	水産庁漁政部漁政課
部署の業務内容	水産庁の所掌事務に関する総合調整、水産行政の考査、広報、水産庁職員の人事及び教育、経費及び収入の予算、決算及び会計、公文書類の管理等に関すること。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当課は水産庁の所掌事務に関する全体調整を担当しており、国民から寄せられた意見や質問について、たらい回しにならないよう、関係課と調整の上、業務の割り振りを行い、対応の結果については水産庁内に情報提供を行う等のフォローを行っている。 また、職場マナー運動として、あいさつの奨励等についてポスターを作成・配布し、認識の共有を図っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当課の業務について、対応が放置されたり、不誠実との批判は受けた事例はない。 仮に国民からの苦情、要請等を受けた場合には、「公益通報対応マニュアル」や「疑義情報管理システム」等の既存の外部からの提供情報の対応・管理マニュアルにより情報の共有化を図ることとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当課は対外的に直接説明する機会は少ないが、各課が行っている「現場(浜)の声を聴く会」等の水産関係者との意見交換会の結果を回覧し、施策への反映の検討に資している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	水産物の安定供給のために必要な対策は長期的には消費者の利益に一致すると認識している。 しかしながら、水産物の安全や持続的な供給を確保するためには、生産コスト増を伴う面がある一方で、消費者は一般的には低価格の水産物を選択する傾向にあることから、短期的には必ずしも利害が一致しないこともあり、そのギャップを縮める努力が必要であると認識している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	当課の業務には直接的に食の安全に係るものはないが、水産庁の所掌事務に関する総合調整を担当する課として、食の安全にかかわる各課の業務を十分に理解し、施策の調整や取りまとめに当たっている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	直接的に食の安全にかかる業務を所管していないことから、定期的な検証は行っていないが、当課のような水産庁内の所掌事務の総合調整を担当する部署にあっても、国民の健康を守ることが何より重要であるとの認識を持つ必要があることから、課員すべてを対象に食品安全確保に関する研修を実施している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			